

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。定足数に達しておりますので、平成24年第8回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

6番、東海康悦君及び7番、小松則明君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

日程第3 議案第81号 財産の取得について

日程第4 議案第82号 平成24年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第81号財産の取得についてから日程第4、議案第82号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについてまでの2件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） おはようございます。

平成24年第8回大槌町臨時議会に係る議案2件の議決事件について、一括で提案申し上げます。

議案第81号財産の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

災害で被災した消防団第2分団第2部及び第3部の消防ポンプ自動車を災害復旧費により購入するものであります。

議案第82号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについては、地方自治法第218条第1項の規定により提出するものであります。

被災者に対する住宅再建、引っ越し費用、水道管布設に係る町の独自支援補助金及び大ヶ口地区源水の旧屋敷前住宅跡地に整備する災害公営住宅91戸の購入費であります。

歳入歳出予算に23億3,400万円を追加し、歳入歳出総額を554億4,432万3,000円とするものであります。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。



### 日程第3 議案第81号 財産の取得について

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第81号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第81号財産取得についてご説明申し上げます。

1. 財産の品名は、消防ポンプ自動車CD-I型であります。
2. 取得の数量は、2台であります。
3. 取得の方法は、指名競争入札であります。
4. 取得の金額は、3,759万円であります。
5. 契約の相手方は、岩手県上閉伊郡大槌町上町2番12号、有限会社文林商会三陸営業所所長鈴木亨であります。

次のページをお開きください。

資料として入札の状況を報告します。

1. 入札年月日は、平成24年9月28日であります。
2. 指名業者は、（1）株式会社岩野商会外4社であります。

次のページをお開きください。

参考資料として消防ポンプ車の主要諸元と主要装置を記載しておりますので、ご確認をよろしくお願い申し上げます。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） このことは、やらなければならない事業であるからゆえにして、当たり前だと言えば当たり前だ。それにかかわる今回は2分団ということでございますけれども、災害で3分団、あるいは別の分団も車をなくしたり、あるいは屯所をなくしたりしているわけです。ここに災害復旧費という名目でこの自動車が配備されるわけですが、これからの、次に向かった、あるいは3分団、流された屯所の計画はやっぱり災害復旧費で賄えるのかどうか。また、そうでなく町単独でやらなければならない予定というの、幾らかの交付税はあるかもしれないけれども、その辺のところはどうなっているのか、あるいはまたこれからの一つの年次計画で次の車両はどのような計画でやろうとしているのか、その辺のところをお伺ひいたします。

○議長（阿部六平君） 消防課長。

○消防課長（岩館宣彦君） 屯所につきましては、これからのまち並み計画、まち並みの復興を状況を見ながら考えていかなければならない問題だと思います。被災車両については、今回の消防防災災害復旧補助事業で2分団2部、2分団3部、あるいは3分団3部も整備されております。あと、1分団2部の車両については株式会社悠香様からの寄贈で平成23年12月4日に配備されております。その他の車両についても、1分団1部についてはJA様からの寄贈で平成25年2月に納車予定でありますし、5分団1部についても同じくJA様の寄贈で平成25年2月に納入予定でございます。それから、5分団3部については、これは大槌ロータリークラブからの寄贈で、これも今年度中に、来年の2月には納車予定でありますし、4分団1部については平成23年度の繰越事業で今年度中に整備する予定であります。その他の車両については、消防車両が更新基準が20年、小型動力ポンプが18年となっております。それに従って順次整備していきたいと考えております。以上です。

（「進行」の声あり）

○議長（阿部六平君） 進行します。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第81号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第82号 平成24年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第82号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第82号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

17款繰入金2項基金繰入金、補正額20億7,187万5,000円は、被災者に対する町の独自支援に係るふるさとづくり基金繰入金及び災害公営住宅整備に係る東日本大震災復興交付金基金繰入金であります。

19款諸収入4項雑入、補正額2億6,212万5,000円は、災害公営住宅整備に対する日本赤十字社からの東日本大震災復興支援事業補助金であります。

2 ページをお開きください。

歳出。

3款民生費3項災害救助費、補正額2億3,700万円は、住宅再建、引っ越し費用及び水道管布設の被災者に対する町の独自支援補助金であります。

8款土木費5項住宅費、補正額20億9,700万円は、大ヶ口地区及び源水の旧屋敷前住宅跡地に整備する災害公営住宅91戸の購入費であります。

以上、ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

5 ページ。

2歳入。17款繰入金2項基金繰入金。

進行します。19款諸収入4項雑入。

進行します。

6 ページ。歳出。3 款民生費 3 項災害救助費。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） せっかくの議会があつて何も聞かないというわけにはいきませんから、聞いておきます。

まず、この東日本大震災というとんでもない事件が起こりまして以来、いろんな日本中、世界中からご支援をいただいたという中での大槌町独自の、それこそ支援だということ、大賛成であります。

これは、震災後、3月11日以降さまざま形で町内の住民の方々が地元に残る人もあったし、あるいは内陸のほうに引っ越し、あるいは東京へ行くとかさまざまあったわけですけれども、その人たちが、全てが大槌に帰ってくればいいんですけれども、なかなか帰ってこない。このような状況下でみて、もう津波が不安で怖いから息子たちのところに行くとか、さまざまあるわけですけれども、この支援は、大槌町独自の支援ですよ、いつからいつまでならこの支援をやりますよということなのか、あるいはもう花巻のほうにうちを建てたとか、買ったとか、さまざま中にはあると思いますが、その辺のところはどういうふうにやっていくのか。実際的に我々の住んでいる人たちでもうちを建てた人たちもあるわけね。そういう人たちも今回ここで決まるんですけれども、もう建てている人たちもさかのぼってあげますよという方向性を出していくのか、あるいは期限は無期限だよとか、そういうことも考え方があったならばお伺いしておきます。

○議長（阿部六平君） 被災者支援室長。

○被災者支援者室長（田中恭悦君） 今回の補正の部分でございますけれども、補助期限といたしましては、平成30年度、平成31年の3月までという形になっております。今回は、あくまでも町内の土地のほうに住宅を再建していただくという部分でございますので、あくまでも町内のほうに住宅を再建されている方が対象となっております。

また、県外、町外等にも建てられている方が、今の時点で生活再建支援の加算分になりますけれども、140世帯弱ぐらい残っております。この方たちにつきましては、生活再建支援の加算分の200万円分、あとは今回県のほうで出資しております100万円分につきましては、県内の市町村のほうで補助金の適用は受けられますので、そちらのほうを利用していただくということになっております。以上でございます。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 平成30年というのは説明の中でも聞いていたから、わざとあえて聞いたんですけれども、何で平成30年という期限を設けたのか。人の相続だからだけ

ども、いろいろ大変な事情もあるわけだ、借金があって二重ローンを返してやらなければならないとかいろいろあるわけなんですけれども、それに該当しなくなってもこれもまたかわいそうなところも出てくるのではないかなという思いで、私はあえて聞いているんですけれどもね。その平成30年となったその根拠をお伺いしたい。

○議長（阿部六平君） 復興推進室長。

○復興推進室長（那須 智君） 平成30年度ということですから、これは町で策定します大槌町東日本大震災復興基本計画の年度に合わせたということでございます。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） これは簡単なことなんだ。3回目だけれども。

これは、国とか県にかかわりなく大槌町独自で考えたアイデアでしょ。何も、そりゃいつかはやめなければならないけれども、平成30年とは区切らずに何か家庭の事情があったときは延ばすとか、そういうことも私はね、国、県の場合はしようがないと思っている。こういう大槌町独自でいいアイデアを出してやったときには、その辺のところをもう少し緩めたやり方でね、やってもそれこそ本当の町民の助けになるのではないかなと、3回目だからこれで終わりますけれども、そう私は実際には思っているんですよ。それが何でできないのかなというその思いね。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 先ほどお答え申し上げましたように、大槌町の復興計画の実施計画で第1期、第2期、第3期という形で、第3期が平成30年までという形の中で、この計画の中の事業となりますので、平成30年までということでございます。また、もちろんそこで完結できるかどうかというのは、これはまた別の話ですが、その段階ではまた新たな考えも入れてくると考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） それでは、この補正額の中の3つで2億3,000万円ほどですよ。新築の部分に関しましては150万円を割り算しますと100戸分ですね、まずは。あとは引越は10万円を割ればかなりの金額になりますし、また水道に関しましてもマックスの割り算をしますと、それぞれがばらばらな戸数になっているわけです。その辺をどのような方法でこの戸数というものを捉えたのかが1点であります。まずそのほうからお聞きいたします。

○議長（阿部六平君） 被災者支援室長。

○被災者支援者室長（田中恭悦君） 被災者新築住宅支援事業補助の対象の件についてでございますけれども、まず生活支援金の加算支援金の実績をもとにいたしまして、平成23年5月から加算支援金分が始まっているということでございます。それで、平成24年9月までの実績棟数約56棟が今のところ実績の分が出てきております。そして、10月以降の見込みの分を4月から9月までの軒数の分で割りまして56棟の実績分と、あとは6カ月間の見込みということで100棟ということにさせていただきました。

引っ越しの部分につきましては、これはあくまでも世帯とか人数とかが対象になってきますので、1世帯1というわけではございません。これにつきましても、生活再建支援の実績に基づきまして、建築購入の部分と、同じく補修の部分とかも加味されますので、補修の実績の軒数、あとは賃貸の部分も中のほうに入ってきておりましたので、それを最大見込んで670という形での積算をしております。以上でございます。

水道のほうは水道のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（阿部六平君） 水道事業所長。

○水道事業所長（山田美誉輝君） 今新築住宅の戸数100軒ということでしたけれども、水道のほうは今までまず6軒あるんですよ、1割程度ということで。100軒の今度2割で20軒。マックスが200万円ですけれども100万円と仮定しまして2,000万円計上しています。以上です。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） はい、わかりました。

今から聞くのは、先ほど野崎議員がお話しした内容に近いんですけども、この制度が仮にもうちょっと早く発表になっていけば、あるいは決まっていれば、あるいは町外に移らないで待って、町内で再建しようかという大槌町民の方々もいたと思います。ですので、今発表するのも一生懸命頑張っただけに間に合わせたといえればそれまでなんですけれども、私は町民の方だったんで、例えば町外に新築したといたしましても150万円はまず無理とは思いますが、例えば10万、20万円等の何らかの支給があつてしかるべきではないのかなと思います。先ほど、支援分の100万円という金額は確かに県のほうから出ますけれども、それは被災者の方々には、私が考えているには、県から支給される100万円だと認識している方が多いんじゃないのかなと思うんです。その分の3分の1が町から出るというのをかなりの方々が知っていないんじゃないのかなと私は感じている

わけです。だから、そこら辺も100万円の中には3分の1は町の負担分もあるんだよということも何らかの機会で知らせたほうがいいんじゃないかと思います。

まず、冒頭申し上げました、町外にも新築した方々に、例えば10万円でも20万円でも何らかの支給はできないものなのか。今まで大槌町民で頑張ってきた方です。そしてまた、再建をまず大槌町で断念したといいますか、政策がおくれて出ていったという方々も中にはいると思いますので、そこら辺どうなのかなということをお尋ねいたします。

○議長（阿部六平君） 被災者支援室長。

○被災者支援室長（田中恭悦君） 先ほどの、県外転出者の方についてということでございますけれども、今回の補助の部分については、あくまでも町の復興をまず第一という形にさせていただいている内容になっております。いずれ、あくまでも今回のこの補助の分につきましては、町内居住者ということをお願いしたいということでございます。

また、例のその100万円の財源の内訳として、県のほうで3分の2、町のほうで3分の1という給付負担のほうに出ておりますので、その辺も広報等でPRしていきたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 公営住宅のあり方というか、そのことについてお伺いしますが、この間まで公営住宅に5年間入居すれば、入居後500万円で買い取れると、そのように町民の多くの方が理解していますけれども、その辺はどうなんですか。5年後。

○議長（阿部六平君） まだ、入っていませんので。

東梅議員の先ほどの答弁。復興支援室長。

○復興支援室長（那須 智君） 先ほどの東梅議員の、ほかの市町村に移った10万、20万円というお話でございますけれども、例えば奥州市に町の方が家を建てた場合、3分の2は県が出します。残りの3分の1は奥州市で出します。大槌町が出すわけじゃないです。もう既に他市町村ではこういった沿岸市町村からの人口を呼ぶために補助金が入ってまして、そこにそれぞれはもう既に奥州市とかでも出ておりますので、そういう制度の中で町外に出ていったとご理解していただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君

○6番（東梅康悦君） わかりました。私が、言っているのは何十年も住んだ方々が地元をさまざまな思いで出て行くわけですよね。この制度がもう少し早く発表になっていれ



ばとどまった方々もいるはずだと思うんです。もうちょっとと言えば酷な話になりますけれども、ですのでそういう方々に対して、何も150万円とか言っているわけではないんです、10万円とか20万円の、何というのかな、今まで大槌町民でありがとうございました、ほかに行ってからも頑張ってくださいという気持ちを込めて、おかしいとは思いますが、出せないものなのかなとということなんです。無理なら無理で結構です、はい。以上です。

○議長（阿部六平君） 被災者支援室長。

○被災者支援室長（田中恭悦君） 現在の時点では、先ほど答弁いたしましたとおり町外に出て行った方についてのこういった補助金については、町のほうとしてはまだ考えていないという状況でございます。仮にの話で本当に申しわけないんですけれども、今後国の制度等々でいろんな形でのメニューと、また支援等が出てきた分につきましては、いろんな形で周知等を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 確認をさせてください。全協のときの資料をもとに質問をしますが、この新築補助金に関して、対象者の4番目に建築または購入（新築が対象である）という表現があります。もちろん、建設とか購入についてはそうだと思うんですが、そういうのを待ってられないので、例えば中古物件を買って改修してそこに住んでいる被災者の方もやや多いという話を聞いて、この話を全協でなったときに地域の人と話をしたときに「おらほうは買っていないから、住んでいるんだけど、そういうのは対象になるんだろうか、ならないんだろうか」という話をされましたが、そこを確認させてください。

○議長（阿部六平君） 被災者支援室長。

○被災者支援室長（田中恭悦君） 今回の補助金の部分でございますけれども、あくまでも新築もしくは新築購入ということで限定させていただいております。以上です。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） それはわかる。何で中古がダメだったかという理由と、私に相談とか話しかけられたのは高齢者なんですよね。高齢者の方々が家を建てるといったら大変なんです。設計やら借り入れやら、うんだらくんだらというのがあるわけじゃないですか。それをちょっと直せば住めるようなところで700万円だとか1,000万円とかで

買っている人もいと聞いている中で、中古を省いた理由が、私はちょっとわからないんですけども、そういう意味で聞いています。もう1回お願いします。

○議長（阿部六平君） 被災者支援室長。

○被災者支援室長（田中恭悦君） あくまでも新築に係る分の1棟の経費の部分がかなり建築費がかかるということで、あくまでも今回は新築のみということで限定させていただきました。以上です。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） しつこいようですけども、新築に1,000万円かかろうが中古に1,200万円かかろうが経費的な話をすると、中古で1,000万円以上を対象にしますよという話になってくるんだと思うんです。経費的な話で議論するとね。だから、新築はよくて中古の購入は何でだめだったのかということをもう少し理論武装しておかないと説明が成り立たないような気がします。考えられる機会があるのであれば、新築であろうが中古物件であろうが、ある一定額以上の経費が見込まれて購入をしたというようなものが証明できるのであれば、町独自の支援ですから出すことはやぶさかではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興推進室長。

○復興推進室長（那須 智君） その部分についてはいろいろと見当を重ねてきた部分でございまして、一つは今回の分は補修については出ないと、あくまでも新築だけというのをまずひとつご理解いただきたいということと、中古物件を入れなかったのは、いわゆる経費が安くなる部分と、高い分もあるでしょうけれども、安くなるのが一般的だという分で一律150万円という中の公平性がどうかという部分。それからあとは、中古物件の場合転売がなされますので、次々と同じ物件で150万円がもらえるという事態が出てくることを想定して、中古物件についてはなしという話にしました。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） 私からは水道工事についてお尋ねいたします。

当初は、防災集団移転5戸以上ですと補助があるという他市町村の意向でございました。こちらの全協でも確認させていただいたんですけども、1戸ずつでもこちらの補助、対象になりますという内容でした。ただ、その中で1戸ずつに対して補助がありませんと都市計画の中で無秩序なまちづくりが進んでしまうんじゃないかと思うんですけども、そのあたりの問題点はいかがでしょうか。

- 議長（阿部六平君） 水道事業所長。
- 水道事業所長（山田美誉輝君） まさにこの水道の補助は、防災集団移転に該当しないことなんですけれども、宅地が開発される可能性があるのであれば水道管も戸数に合わせた水道管をやりたいなと思っております。
- 議長（阿部六平君） 三浦 諭君。
- 1番（三浦 諭君） そうしますと、あと確認させていただきたいのが、自家水については100万円までという内容でしたけれども、こちらは工事費のみ、ポンプ代というものは含まれますでしょうか。
- 議長（阿部六平君） 水道事業所長。
- 水道事業所長（山田美誉輝君） 削井作製工事とポンプも含まれます。
- 議長（阿部六平君） 阿部俊作君。
- 5番（阿部俊作君） 今の大槌町被災者新築住宅補助金ということで、議員説明会で実家が被災して町外に出ている人たちがうちを大槌町に建てたいというとき、説明会では対象外ということでしたけれども、対象になったような話もちらほら聞いたんですけれども、その辺説明をお願いしたいと思います。
- 議長（阿部六平君） 被災者支援室長。
- 被災者支援室長（田中恭悦君） まず、原則といたしましては、大槌町内に住宅を建てる方で被災状況が全壊、半壊のみなし全壊の部分も含まれますけれども、全壊になった方。他市町村においても同じような形で被災になっている方で、なおかつ大槌町に住民票を持ってきてそこでうちを建てられる方については該当になるということでございます。
- 議長（阿部六平君） 阿部俊作君。
- 5番（阿部俊作君） 罹災証明書がなければだめでしたか。大槌町の、例えば家族というか親が亡くなって相続人という方が発生します。その相続人が大槌町に住むためにうちを建てるという場合はどうなのかということだったんですけれども。
- 議長（阿部六平君） 被災者支援室長。
- 被災者支援室長（田中恭悦君） あくまでも被災している方という形になりますので、相続人関係の方が被災していないのであれば今回の補助金は適用されないという形になります。
- 議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 今回の災害救助費なるもの、これは町で考えて町でつくった条例で、これはまず大槌町の町民のためだということで作ったと思います。その中で、つくるもの、それを利用させてもらうもの、それにはふぐあいが生じるところもあります。その中で、やっぱり議員も町民のこういうところで困っているんだとか、そのところをぶつけるんです、町の皆さん、ここにいる皆様にですよ。そのところで、町でつくった条例なら町の皆様が変えることも可能であろうと思いますが、もし多様な要求、言うならばここはふぐあいじゃないのかと、その場合にはこれからの町民のために条例の変更というものはあり得るでしょうか。お聞きいたします。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木彰君） 今回は、防集あるいは区画整理の大臣同意、都市計画等を決定したという形の中で、同時に独自支援という形で今回はこのような補正予算を組んでおります。その中でどうしても整合性に欠けるという部分が出てくれば当然これはそれなりに改正をすることもやぶさかではないだろうと今考えておりますが、現段階ではこういう形で支援をしていきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 副町長が、今はあれですけれども、これから先はあるよということ聞いて安心しました。やっぱり大槌町に住んで、3月11日のあの災害を受けて、それでもなおかつ大槌町に住むよという人たちには、大槌町は本当に優しい手を差し伸べると、それが大切だと思っております。そのために我々議員は、町民の方々の意見を聞きます。町長もお茶の会だとかいろいろなところへ行っていると思います。この当局の皆様も今、町内に散らばりながらいろんな声を聞いていると思います。その中で私は説いているわけでございます。何とぞ大きな変更というわけではございませんけれども、それにはお金がかかります。けれども、その部分に対してできる限りのことはしてもらいたいと思います。

それと、支援金の多い方について300万円、200万円、100万円という支援金の言い回しに、あれ気をつけてくださいよ。ひとり世帯なら片方は75万円ですよ。それをばあちゃんだのじいちゃんはまだもう300万円というものをもらえる。いいですか。それでもう頭で思って自分の生活設計を立てる人が多いんです、ばあちゃんたちはね。年金ももらってつつましく暮らしているばあちゃんたちもそういうことがあるから、その言い回しと

か、こういう場合にはこうなんだよと。ホームページを見なさいと、ばあちゃんはホームページ開けません。ラジオを聞いてください、ラジオがある人はいいけれども、災害FMとかそういうことでかなりのお願いをするとかそういうもので、災害も周知が大切だと思っていました。こういうことで、いろんなことを私たち議員は本当に聞きます。お互い町をつくり上げるという方向に議員と町は一緒に向いていると思います。その中でよろしくご配慮をお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） ちょっと関係しますけれども、この間の議運でもいろいろ議論されました。まず第1点は、町の支援策ということでもう少し幅を広げて考えたらどうだろうかということですね。今も出ましたけれども、親は亡くなった、その後を継ぐ子供は就職や何かの関係で家を離れている。そうすると家を離れている子供たちには罹災証明書も何もないんですよ。よくよく考えてみると、私もいろいろ調べましたが、親が亡くなった段階で親の相続権が発生するそうです。亡くなった親の相続権が発生すると。そうすると当然、親は死んでしまったから罹災証明書も何も出ないと思うんだけど、考え方とすれば親も罹災して亡くなったわけだから当然その部分もやがては後継者になる子供に相続されるわけですから、そういう考え方でいけばよそに出ている子供には罹災証明書はないけれども、親の跡を見るということであれば同じように扱ったほうがいいんじゃないかなと思うんだけど、どうですか。

○議長（阿部六平君） 復興推進室長。

○復興推進室長（那須 智君） 議員全員協議会のときも何度もお話ししましたように、今回は3.11の津波を受けて被災して家も住むところもなくなった人の再建をするための補助金。その町外の方は確かにお父さん、お母さんが亡くなってその家は被災しましたけれども住むところはなくなったわけではない。その生活は変わっていないですよ。先ほど、後藤議員がおっしゃいますように罹災証明書が相続されるという認識はないのではないかと考えております。今回あくまでも、被災して住むところがなくなった方々の再建のための補助金というように考えてございます。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） だから、出ている人はほとんど自分の家というのは少ないと思うの。だから、そういう理屈も成り立つけれども、親を面倒見なければならぬという立場にある人、子供には、罹災証明書がなくても同じように扱うべきだなと思うんだけど

ども。そう思うけれども。まずその辺ね、お互い勉強しませんか。だって、町独自の支援策なわけだから、町民がよくなればいいわけですよ。よくなることを考えればいいわけだ。しかも、そうでなくたって人口流出にはなかなか歯どめがかからないとか、いろんな問題を抱えているわけですから、一人でも多くの人に住んでもらうためには、支援策ももっと幅広く考えていったほうがいいと思いますけれども、ここでやり合ったって平行線だから、よろしくその辺お願いします。終わります。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 前にも言いましたけれども、各地区をまわって説明会を開いて、いろんな場所で説明して、私も非常に町長の話もわかるなど、確かに町民に対して救いの手を差し伸べていると、それは感じました。ただ一つ、新築住宅補助金、例えばそういうのを出す、またそのほかにフリーの金もあると。ある程度高齢者もそんなに立派なうちを建てるつもりがなければ、ある程度のうちは、小ぢんまりしたうちは建てられるんじゃないかなと思って聞いていましたけれども、ただその中で、土地を例えば買い上げて、その買い上げた土地にいろんな支援金、国、県、町独自の支援金を足して建てれば建てられると。そのとき、町のほうでその土地を貸すと。固定資産税並みのお金で貸すからうちを建てたほうがいいんじゃないかという話をなされたときにですね、私とすれば、釜石とかいろんなところのうちに建てた人たちが転勤とか何かあった場合に、非常に損をするというのはないけれども、そこに住まわせてもらうんだからだけれども、かなり痛手をこうむって転勤していった人たちが多いですよ。結局、土地は不動産の持ち主のもので、うちだけが自分のものだ。そういうときは、確かに建てた人は税金を払うけれども、土地の税金はまず払っていない。ただ、転勤が発生したときに、何とか不動産の持ち主に買ってくれませんか。まだまだ、うちを建ててそんなに時間が経っていないんだけどという話で、いやいや土地は私の土地だから更地にして返してくださいと。ところが、建てた本人たちは泣き泣きその土地の所有者にくれて転勤していった。そういう状態が結構見られたんですよ、釜石の場合。個人の土地を持たないでうちを建てているのが多かったのだから町としてもこれからは税金の収納率とかそういう自主財源を考えたときに、何とか土地を貸してうちを建てさせるのも確かにいい方法だけれども、なるべくなら個人には、例えば3,000万円のうちを建てるならば、2,500万円でもいいけれどもね、土地は土地で持たせたほうが何かがあってもうちを建てる人にはプラスに働くのではないかな。まして、大槌町にしても自主財源を長く見た場

合に、土地を貸すよりはうちを建てる人に土地は土地で持たせたほうがいいんじゃないかと、そう考えて質問しますが、どちら様か答弁をお願いします。

○議長（阿部六平君） 復興推進室長。

○復興推進室長（那須 智君） 今土地を貸したいと思っているのが、一つは再建にそれを役立てていただきたい。売った金で役立てていただきたいと。もう一つは、今小松議員から再三お話がありますけれども、土地の値段が上がっているという状況の中で不動産鑑定をすると高いという中で言えば、今買っていただくのは損なのではないかと町は考えていると。何年か後にある程度土地の値段が下がってきた場合、本人たちがそれを取ることができるような財力があつた場合、そのときには土地の売却は妨げないと考えております。その時点でまた売って国庫のほうにその補助金は返納したいと考えてございます。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 考え方はいろいろありますけれども、ともかくここの人口の推移を見ていくと、例えばこの災害が起きなくても、この大震災が来なくても、例えば10年後の大槌町の人口はどのぐらいになるのかというシミュレーションがあつたわけだ。そのために議員の数も削減したわけだ。これがこの大震災を受けて人口がどんどん減って、さらに今から、この大槌のまち通りから中に入るとしても、町の存続を考えていったときに人口がかなり減ると思うんだよ。恐らく、確かにふえればいいけれども、それはまず不可能だと思う。残念ながら不可能だと思うけれども、そのときに大槌町をどのように運営していくかということにかかってくるからね、何とかこの自主財源というのをどのように生むべきかというのが思案のしどころだと思うんだよ。そこから考えて、今の制度については、もう少し検証しながら前向きな方向で進めていただきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（阿部六平君） 進行します。8款土木費5項住宅費。後藤高明君。

○10番（後藤高明君） この間、先月、各仮設でいろいろ説明会、聞き取りがあつたわけですが、ほとんどの人は参加されたようです。初めは、公営住宅に入居して、5年間入居していれば500万円で売却するという、ほとんどの町民はそういう理解をしているのですが、それは変更がないのかどうかということをまずお願いします。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 町のほうで500万円、例えば今想定しているのが1戸当たり1,500万円程度の建設費でつくっていききたいと、概算ですが、その中でそれ

が5年後に500万円ということではありません。今試算しているのは、あくまでも5年過ぎて6年目からのときは、おおむね3DKなんですけれども、あくまでも試算でいくと1,500万円が1,200万円ぐらい。300万円程度安く払い下げできるという試算をしています。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 厳密にいけば、家賃やなんか計算すればそうなると思うのですが、そこでこの間の各地区の懇談では、500万円で買えるということを前提にほとんどの町民は対応しているんですよ。公営住宅に入って公営住宅を譲ってもらいたいとかね、あるいは、入ってしまえば支援金だとかもらえないから頑張って入らないで家を建てるとかね。そのように大きく分かれていますので、それならそれでわかりましたから、何とか早い機会にその辺を町民に広報でも何でもいいですからお知らせしてください。よろしくをお願いします、早い機会に。以上です。

○議長（阿部六平君） 東海 守君。

○3番（東海 守君） 私で最後になるのかなと思うんですが。土木費だったので、実は質問させていただくのですが、この上の災害救助費も大変すばらしい内容で、大槌町独自の支援があって本当に大槌町民も助かるだろうとは思いますが。この災害において、何においても本当に被災者を第一に考えるのは当然なんですが、ただこれ関連質問になると思います。先日、沢山地区の計画で14メートルの道路が通ると。今回被災していない人が立ち退きを言われたと。せっかく津波から逃れて安心して暮らせている人が、例えば、片や突如として立ち退きを迫られるというのは、逆に言えばそれも一つの被災者に当たるのではないかなと考えます。ぜひその辺計画を立てるときには、計画を立てたら速やかに何でもそうです、住民合意を十分になすことをお願いしたいと思うんですが、何をやるにも住民合意が大切だと思います。ぜひよろしくお願いします。お願いで終わります。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 今の東海守議員に関連しますけれども、今も新聞のコピーを見ているんですけれども、実際的に教育長さんがせっかくこの議場にいるからお伺いするんですけれども、何か小耳に挟んだのですけれども、議長と総務教民の委員長さんが県教委のほうに行ってこの学校は反対だからやめてくれというようなお願いに行ったとか何とかと聞いているのですが。我々も常任委員会の一人のメンバーであるし、議会は議会



で各議員がいるわけですが、議長さんと常任委員長さんが勝手な行動というか、とんでもない話になっていくのではないかなと私は思っていますが、それについても教育長さん、私はいつも言っているんだ、ぶれてはだめだよと、どこまでも、最後まで、どこまでもいくから、そのためにきょうはここで今終わるんだから何か説明してほしいですよ。新聞にも出ています、こうして今の東梅さんの話が、意見がね。だから、そういうことも絡みながらこれから今後の小中一貫校の建物がどうなっていくんだということ、我々議会にも説明してくださいよ。そうでないと議長と常任委員長に勝手な行動をされたのでは我々議員は何をやっているのか、我々も知らない実際的には。だから、その辺のところを教育長になるんだか、町長、当局になるんだかそれはわからないが、それを今からでも終わったならば説明してほしいと思いますが、どうですか。（「その前に議長」の声あり）

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） とんでもない行動をしているような言い方をされましたけれども、反対とかなんかではなくて、ちょっと用事があったついでに、どうなんですかという、ただお尋ねをしただけです。反対とか賛成、そういうことは一切しません。（「それについても説明だ。教育委員会はどうなっているのか」の声あり）

○議長（阿部六平君） 阿部義正君。

○13番（阿部義正君） 今、野崎さんが質問して話をして、その説明を求めるということでございますが、それに対応できるかできないか、副町長、もしよろしかったら。

○副町長（佐々木彰君） そのことについては、ある程度情報は聞いておりますが、残念ながら今資料を持ってきておりませんし、その報告ということであれば別の機会を設けていただければ報告、我々が得ている情報についてのご報告はできるかなと考えています。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 別の機会といたって、速く、スピード感をもって学校を再建しようとしているときに、まして新聞紙上にこういう道路の問題なんか、今東梅君が言っているようにいろんな話が出てきている。もうこれが固まってしまったら何もにっちもさっちもいかなくなりますよ。町長談話で変更することはないというようなことが書いてありますけれども、果たしてそれもどうしていくのか。地権者の方々がこういうルートならば賛成しますよとか、さまざまあると思います。その辺のところも、我々はせつ

かく文教というエリアに賛成した一人として議会だから議論はしますよ、どんなことがあっても。決まりはそれでいくのであって、ただそれにいくまではいろんな議論はしますよ。我々だって教育長に何をやっているだというのはもちろん言います。決まったら決まったでそれはいいですけども、それにいくまでの過程の中で説明を求めるときは、私は説明をするべきだと思いますよ。どうですか。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（佐々木彰君） 済みません。資料を持って来ていないものですので（「いや違う」の声あり）今ここでということについては時間をいただければと（「うん」の声あり）思います。（「何時からとか午後からとか何でもいいから」の声あり）

○議長（阿部六平君） 討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第82号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成24年第8回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前10時58分

上記平成24年第8回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員